

青森県報

第三百八十号

令和三年
十一月一日
(月曜日)

目次

告 示

- 令和二年青森県商品流通調査の実施……………(統計分析課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………(健康福祉政策課) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 喀痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉保険課) ……三
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……三
- 都市計画公聴会の開催……………(都市計画課) ……三
- 人事委員会……………(同) ……三
- 人事委員会規則七―一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則……………(職員課) ……四
- 公安委員会……………(同) ……四
- 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……………(警務課) ……四

告 示

青森県告示第七百三十九号

令和二年青森県商品流通調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

令和三年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

本調査は、都道府県間における商品流通状況を把握し、令和二年青森県産業連関表を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内の製造業に係る事業所

三 報告を求める事項及びその基準となる期間

令和二年(暦年)の年間実績について、製造品の自工場生産額、自工場消費額、輸出入出荷額、国内向出荷額及び国内向出荷額の消費地別構成比に係る事項の報告を求める。

四 報告を求める者

生産品目別に出荷額又は生産額の大きい順に抽出した六百事業所

五 報告を求めるために用いる方法

青森県が調査対象事業所に対して郵送により調査票を配布し、当該事業所は調査票に記入の上、青森県に郵送で提出する郵送自計方式とする。

六 報告を求める期間

調査は、令和三年十二月一日から同月三十一日までの間において行う。

青森県告示第七百四十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護事業者
一〇の六 弘前市大字 駅前二丁目	〇五号 代官町D二 一七のニシ 一七のニシ 一七のニシ 一七のニシ	名称	居宅介護事業者
		主たる事務所の所在地	居宅介護事業者
居宅療養管理指導		居宅介護事業の種類	
坂本歯科クリニック		名称	居宅介護事業者
北津軽郡鶴田町大字鶴尾九の七		所在地	居宅介護事業者
令和 三・〇・一		変更年月日	

青森県告示第七百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	介護予防事業者
一〇の六 弘前市大字 駅前二丁目	〇五号 代官町D二 一七のニシ 一七のニシ 一七のニシ 一七のニシ	名称	介護予防事業者
		主たる事務所の所在地	介護予防事業者
居宅療養管理指導		介護予防事業の種類	
坂本歯科クリニック		名称	介護予防事業者
北津軽郡鶴田町大字鶴尾九の七		所在地	介護予防事業者
令和 三・〇・一		変更年月日	

青森県告示第七百四十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護事業者
一〇の六 弘前市大字 駅前二丁目	〇五号 代官町D二 一七のニシ 一七のニシ 一七のニシ 一七のニシ	名称	居宅介護事業者
		主たる事務所の所在地	居宅介護事業者
居宅療養管理指導		居宅介護事業の種類	
坂本歯科クリニック		名称	居宅介護事業者
北津軽郡鶴田町大字鶴尾九の七		所在地	居宅介護事業者
令和 三・〇・一		変更年月日	

青森県告示第七百四十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
	坂本 麗	名 称	介 護 予 防 事 業 者
弘前市大字 一〇の六	弘前市大字 一七の二 代官町D二 〇五号	主たる事務 所の所在地	介 護 予 防 事 業 の 種 類
	介護予防 居宅療養 管理指導	名 称	介 護 予 防 事 業 所
	坂本歯科 クリニック	所 在 地	変 更 年 月 日
	北津軽郡鶴 田町大字鶴 尾ノ七		令 和 三 ・ 〇 ・ 一

青森県告示第七百四十四号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和三年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二五〇 一五	令和 三・〇・三	合同会社 アイディ ア	住 所	名 称	事 業 所	業 務 開 始 年 月 日	備 考
			三沢市春 日台二丁 の六四五	住宅型有 料老人ホ ーム介 護ター セント	三沢市春 日台二丁 の四一三	令和 三・〇・三	住宅型有 料老人 ホーム

青森県告示第七百四十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小

児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和三年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
津軽保健生活協同組合健生クリ ニック	弘前市大字扇町二丁目二の二二	令 和 三 ・ 二 ・ 一
福原循環器内科クリニック	弘前市大字上鞆師町一七の三	ク

公 告

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により青森都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和三年十一月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 開催の日時
令和三年十二月十四日 午後二時から
- 二 開催の場所
青森県庁東棟五階中会議室 青森市長島一丁目の一
- 三 案件

青森都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

3 書面の提出期限

令和三年十一月二十四日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

青森市都市整備部都市政策課 青森市中央一丁目二二の五

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするるとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県土整備部都市計画課

青森市都市整備部都市政策課

2 閲覧期間

令和三年十一月十日から同月二十四日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

人事委員会

人事委員会規則七―一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月一日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一一一（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表第一中

五所川原警察署小泊警察官駐在所

北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一―一八七

を

五所川原警察署小泊警察官駐在所

北津軽郡中泊町大字小泊字築上一―五の六

に改める。

附 則

この規則は、令和三年十一月五日から施行する。

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月一日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

青森県公安委員会規則第九号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第二(第二条関係) (警察官駐在所の名称及び位置)		別表第二(第二条関係) (警察官駐在所の名称及び位置)	
署	所轄警察署	署	所轄警察署
名称	位置	名称	位置
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
五所川原警察署	五所川原市大字川	五所川原警察署	五所川原市大字川
川原警察署	山字森内三十七番地八	川原警察署	山字森内三十七番地八
七和警察署	五所川原市大字羽野木沢字隈無三十二番地	七和警察署	五所川原市大字羽野木沢字隈無三十二番地
飯詰警察署	五所川原市大字飯詰字桜田三十四番地十一	飯詰警察署	五所川原市大字飯詰字桜田三十四番地十一
喜良市警察署	五所川原市金木町喜良市千苅二百七番地	喜良市警察署	五所川原市金木町喜良市千苅二百七番地
相内警察署	五所川原市相内岩井八十一番地百六	相内警察署	五所川原市相内岩井八十一番地百六
水元警察署	北津軽郡鶴田町大字廻堰字上桂井二十二番地八	水元警察署	北津軽郡鶴田町大字廻堰字上桂井二十二番地八
内潟警察署	北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水二十一番地六十二	内潟警察署	北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水二十一番地六十二

附 則

この規則は、令和三年十一月五日から施行する。

備考 表中の「」の記載は注記である。	〔略〕	小泊警察署 官駐在所	北津軽郡中泊町大字小泊字築上十五番地六
	〔同上〕	小泊警察署 官駐在所	北津軽郡中泊町大字小泊字砂山千八百七番地
	〔略〕	中里警察署 官駐在所	北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂十八番地三
	〔同上〕	中里警察署 官駐在所	北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂十八番地三

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円